



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B26巻－飲食店**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B26 巻－飲食店

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

# IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B26 巻－飲食店

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

## 公開草案—2022年3月

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の[permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org)に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org)への電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景（構造及び用語、適用並びに例示などを含む）については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 飲食店

### 産業に関する記述

「飲食店」産業の企業は、施設内外での即時の消費のために顧客の注文に合わせて食事、軽食及び飲料を調理する。大きく3つのサブカテゴリーに分類され、飲食店産業には、サービスが限定された食事処、カジュアルなフルサービスの食事処及び高級なフルサービスの食事処がある。サービスが限定された飲食店は食べる前に注文し、支払いを行う顧客にサービスを提供する。ファストフードの飲食店はサービスが限定された飲食店セグメントの最も大きなシェアを占めている。フルサービスの飲食店はより多くのサービスを提供し、食品は主として施設内で消費するために提供し、典型的には相対的に高い食品の品質及び価格を反映する。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ (%)	FB-RN-130a.1
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル(m <sup>3</sup> )、パーセンテージ(%)	FB-RN-140a.1
サプライ・チェーン管理及び食品調達	購入した食品のうち、(1)環境及び社会調達基準を満たしたものの割合、並びに(2)環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けたものの割合	定量	コストのパーセンテージ (%)	FB-RN-430a.1
	(1)ケージのない環境に由来する卵、及び(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合	定量	件数のパーセンテージ (%)、重量のパーセンテージ(%)	FB-RN-430a.2
	動物福祉を含む、サプライ・チェーンにおける環境及び社会リスクを管理する戦略の説明	説明及び分析	該当なし	FB-RN-430a.3



表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
(1)企業所有及び(2)フランチャイズ飲食店の数	定量	数	FB-RN-000.A
(1)企業所有及び(2)フランチャイズの場所における従業員数	定量	数	FB-RN-000.B

## エネルギー管理

### トピックサマリー

「飲食店」のオペレーションは、他の商業ビルのオペレーションに比べてエネルギー集約度が高い。業務用厨房機器は極めてエネルギー集約型であり、ダイニングエリアは通常、顧客のために温度管理されている。化石燃料ベースのエネルギー生産及び消費は、気候変動及び大気汚染を含め、間接的であるものの重要性のあるように（materially）、飲食店のオペレーションの結果に影響を与える（impact）可能性がある、重大（significant）な環境影響（impacts）の一因となる。温室効果ガス（GHG）排出価格設定の規制又はエネルギー効率の改善及び再生可能エネルギーに対する規制のインセンティブは、従来型及び再生可能エネルギーの価格に影響を与える（affect）。企業所有及びフランチャイズの場所でエネルギー消費を管理する企業は、エネルギー効率の性能向上（upgrade）を通じてオペレーション・コストを削減し、再生可能エネルギー資源の使用を通じて GHG 排出規制から受ける影響を低減できる。

### 指標

#### FB-RN-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、~~又は米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。

- 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。
- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
- 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
- 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
- ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 水管理

### トピックサマリー

水は、料理及び食器洗いから掃除まで、飲食店のオペレーション全体で使用される。飲食店の形式、サイズ及び設備はすべて水の使用に影響する（affect）。水ストレス地域にある飲食店は、水の使用制限にさらされる、又は、高額な水道料金に直面する場合がある。歴史的な水のコストの長期的な増加、人口の増加及びシフト、汚染、並びに気候変動に起因する過剰消費及び制約された供給によって継続的に増加するという予測は、水管理の重要性（importance）の高まりを示している。企業は、水効率の良い方法を実装し、水効率の高い業務用厨房機器を使用することにより、水の使用及び関連するオペレーション・コストを削減できる。

### FB-RN-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、**米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。**
  - 2.2 **米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。**
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など）
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである **Aqueduct**（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。
- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。
- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

## サプライ・チェーン管理及び食品調達

### トピックサマリー

「飲食店」は、さまざまなサプライヤーから原材料及び製品を調達している。飲食店が食品の安全性を確保し、評判を守り、収益を向上させるためには、サプライ・チェーン管理が不可欠である。異なる場所で一貫したレベルの品質を維持するために高品質の原材料を調達することは、オペレーション上困難な可能性がある。この問題は、この産業のグローバルな性質によって悪化する。飲食店を含む食品及び飲料産業からの需要は、農業生産を促進及び形成し、この産業の当事者による行動が社会により大きな影響（impacts）を与えることを示している。したがって、継続的な将来の供給を確保し、企業のオペレーションによるライフサイクルへの影響（impacts）を最小限に抑えるには、この産業の当事者による持続可能かつ倫理的な調達が必要である。品質基準が高く、環境的に持続可能な農業方法を採用し、労働者の権利を尊重するサプライヤーから調達することにより、企業をより良い立場に置き、長期的な株主価値を保護できる。環境及び社会基準、並びに動物福祉の基準及びベスト・プラクティスに準拠して供給される食品供給の量を増やすことによって、飲食店の運営者は、食品の品質を維持し、食品安全の問題を管理し、評判を高め、市場シェアを拡大することができる。

### 指標

#### FB-RN-430a.1. 購入した食品のうち、(1)環境及び社会調達基準を満たしたものの割合、並びに(2)環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けたものの割合

- 1 企業は、(1)環境及び社会調達基準の両方を満たす、購入した食品の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 環境基準は、天然資源の保護及び資源効率の向上など、食品生産に関連する環境への影響（impacts）に対処する基準と定義する。
  - 1.2 社会基準は、労働者及びコミュニティの取扱い、動物の健康及び福祉、並びに食品の品質及び安全性など、食品生産に関連する社会への影響（impacts）に対処する基準と定義する。
  - 1.3 この割合は、環境及び社会基準を満たす購入した食品（及び食品製品）のコストについて、購入した食品（及び食品製品）の総コストで除して計算しなければならない。
  - 1.4 環境又は社会基準（又はこの両方）の範囲には、社内で、業界の取組み（initiatives）を通じて、又は第三者によって策定されたプログラム、ガイドライン、ベスト・プラクティス、規準、行動規範及び認証を含む。
  - 1.5 環境及び社会調達基準の例には、以下を含むが、それらに限定されない。
    - 1.5.1 Global Roundtable for Sustainable Beef Principles & Criteria for Defining Global Sustainable Beef
    - 1.5.2 IDH Sustainability Initiative Fruits and Vegetables (SIFAV)
    - 1.5.3 Sustainable Agriculture Initiative (SAI) Platform、Principles & Practices for Dairy Farming, Sustainable Fruit Production,

Sustainable Green Coffee Production, and Sustainable Production of Arable & Vegetable Crops

- 2 企業は、(2)第三者の環境又は社会基準（又はこの両方）の認証を受けた購入した食品の割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、第三者の環境又は社会基準（又はこの両方）の認証を受けた購入した食品（及び食品製品）のコストについて、食品（及び食品製品）の総コストで除して計算しなければならない。
  - 2.2 第三者の環境及び社会基準の認証の例としては、以下を含むが、これらに限らない。
    - 2.2.1 Fairtrade International
    - 2.2.2 Fair Trade USA
    - 2.2.3 Marine Stewardship Council
    - 2.2.4 Rainforest Alliance Certified
    - 2.2.5 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）
    - 2.2.6 持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）
- 3 企業は通常、使用する第三者の環境又は社会基準を示さなければならない。

**FB-RN-430a.2. (1)ケージのない環境に由来する卵、及び(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合**

- 1 企業は、(1)ケージのない環境に由来する購入した卵の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 ケージのない環境に由来する卵は、食品及び水への無制限のアクセスが許可されており、産卵周期中にそのエリア内を自由に歩き回ることができる建物、部屋又はエリアに収容された雌鶏によって生産される。
    - 1.1.1 範囲には、放し飼いの環境に由来する卵も含める。
  - 1.2 この割合は、ケージのない環境に由来する購入した卵の数について、購入した卵の総数で除して計算しなければならない。
- 2 企業は、(2)妊娠ストールを使用せずに生産した豚肉の割合を開示しなければならない。
  - 2.1 妊娠ストールとは、繁殖雌豚を個別に収容するための檻と定義する。この檻は、動物の静的空間要件を満たすが、振り返るなどの大きな動きはできない。通常、寝床はなく、床はコンクリートで、金属製の柵が付いている。
  - 2.2 この割合は、妊娠ストールを使用せずに生産した購入済みの豚肉の重量について、購入済みの豚肉の総重量で除して計算しなければならない。
    - 2.2.1 生産重量は、枝肉重量又は小売重量を使用して計算しなければならない（企業がすでに処理されている豚肉又は豚肉製品を調達した場合）。
- 3 開示の範囲には、企業所有及びフランチャイズの場所で購入した卵及び豚肉を含める。

### FB-RN-430a.3. 動物福祉を含む、サプライ・チェーンにおける環境及び社会リスクを管理する戦略の説明

- 1 企業は、食品及び食品製品のサプライ・チェーン内に存在する又は食品及び食品サプライ・チェーンから生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチについて説明しなければならない。
  - 1.1 環境及び社会リスクには以下を含むが、これらに限定されない。
    - 1.1.1 気候変動（例：平均温度及び水ストレスの変化）による作物及び家畜の生産への影響（**impacts**）。これは農産物、肉、家禽、乳製品及び加工食品のコスト及び入手可能性に影響を与える（**affect**）場合がある。
    - 1.1.2 環境及び社会要因又は環境規制の強化（又はこの両方）に起因する、飼料価格の上昇。これは、肉、家禽及び乳製品に価格に影響（**impacts**）を与える場合がある。
    - 1.1.3 輸送コストに影響する（**affect**）燃費規制
    - 1.1.4 食品の価格及び入手可能性に影響を与える（**affect**）労働者の権利及び移民改革
    - 1.1.5 国際市場における国際貿易障壁又はさまざまなレベルの食品安全監視（又はこの両方）
    - 1.1.6 水産物の供給に影響を与える（**affect**）可能性のある商業漁獲制限
    - 1.1.7 風評被害を引き起こす場合がある動物福祉、人権又は関連するサプライ・チェーンの事案
  - 1.2 関連する戦略には、サプライヤーのスクリーニング、サプライヤーの多様化、環境管理のベスト・プラクティスに関するサプライヤー・トレーニング・プログラム、労働及び人権問題に関するサプライヤーの関与、サプライ・チェーン行動規範の維持、サプライ・チェーン監査、及び認証を含む場合があるが、これらに限定されない。
- 2 企業は、どのような製品又は製品ラインがオペレーションにリスクをもたらすか、その生じるリスク、及びそのようなリスクを軽減するための戦略を特定する場合がある。
- 3 企業は、サプライ・チェーンに適用される動物福祉基準について説明しなければならない。
  - 3.1 動物福祉基準は、牛肉、豚肉、家禽又は乳製品（又はこれらの複数のもの）の生産条件のポリシーとして定義する。これには、以下を含む。
    - 3.1.1 動物の処理及び取扱い
    - 3.1.2 収容及び輸送条件
    - 3.1.3 屠殺施設及び手順
    - 3.1.4 抗生物質及びホルモンの使用
  - 3.2 説明には以下を含めなければならないが、これらに限定されない。
    - 3.2.1 動物福祉基準に関連して企業が設定しているすべての目標及びこれらの目標の進捗状況
    - 3.2.2 動物福祉基準に関連するサプライヤーについての要求事項

3.2.3 何らかの方法で対処されるのであれば、動物福祉基準がサプライヤー契約でどのように対処されるか

- 4 利用している動物福祉の認証を記述しなければならない。認証には Animal Welfare Approved、Certified Humane Program、Food Alliance Certified、及び Global Animal Partnership 5-Step Animal Welfare Rating Program を含むが、これらに限定されない。
- 5 企業は、販売した動物性タンパク質のうち、医学的に重要な (important) 抗生物質を使用せずに生産した動物性タンパク質の割合について、動物性タンパク質の種類別に開示する必要がある。
  - 5.1 ~~医学的に重要な(important)抗生物質（又は「医学的に重要な(important)抗菌薬」とは、米国食品医薬品局 (FDA) の動物用飼料指示規則によると、同局の業界向けのガイダンス (GFI) #152 の付属書 A に記載されている抗菌薬の 3 層（「決定的に重要(critically important)」、「非常に重要 (highly important)」、「重要(important)」）のすべてを「医学的に重要(medically important)」と定義している。この割合は、生まれてから一度も医学的に重要な (important) 抗生物質を受けなかった購入した動物性タンパク質の生肉（又は下ごしらえした肉）の重量について、購入した動物性タンパク質の生肉（又は下ごしらえした肉）の総重量で除して計算しなければならない。~~